

平成29年度公益社団法人青森県医師会事業計画

I. 公益事業

1. 医療従事者資質向上事業
2. 地域保健医療基盤整備推進事業
3. 臨床検査精度管理事業
4. 産業保健等推進事業
5. 学校保健推進事業
6. 疾病治療推進事業
7. 健康増進疾病予防普及啓発事業
8. 医学研究推進事業
9. 母体保護対策事業
10. 医療情報推進事業
11. 救急災害対策事業
12. 高齢者保健医療対策事業
13. 医師就労環境整備事業

II. 収益事業

1. 保険料徴収事業
2. 不動産等賃貸

III. その他の事業

1. 部会
2. 郡市医師会活動
3. 社会保険個別指導立会・病院立入検査立会
4. 医業経営支援事業

平成29年度 青森県医師会事業計画

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

我が国の認知症高齢者の数は、2025年（平成37年）には、約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達すると見込まれている。認知症は誰もが発症する可能性のある身近な病気である。国においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、可能な限り住み慣れた地域で、人生の最後まで自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、新たに「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）を策定した。

本会においても、青森県からの委託を受け、かかりつけ医認知症向上のための研修や、認知症サポート医養成を推進している。認知症の早期診断・早期対応を目指し医療・介護・福祉の機動的連携により、認知症の容態の変化に応じて適切に切れ目なく医療・介護が提供される地域包括ケアシステムの仕組みを構築する必要がある。

認知症の疑いのある患者に対する役割としてかかりつけ医は、早期段階での発見・気づき役、専門医との適切な連携構築と治療を行うなど様々な対応が必要であり、今年度も、本会では、かかりつけ医の資質向上のための事業を推進していく。

行政はじめ多くの関係者の支援を受け、青森県の短命返上活動の拠点として、本会に「健やか力推進センター」を平成27年4月に開設した。本センターの趣旨は、企業・教育現場・地域社会・自治体における健康づくりリーダーを目指す方々の資質向上を図ることにある。今年度も、研修会を通して健康リーダーの育成、企業等における健康リーダーの活動をサポートし短命県返上を目指していく。

平成28年3月に青森県地域医療構想が策定され、それに基づき各医療圏毎に地域医療構想調整会議が開催され、各郡市医師会の担当役員が参加し活発な議論が交わされた。

今年度も調整会議が開催されるが、本会としては、医療費削減のための病床削減ありきではなく、圏域毎の地域の実情にあった在宅医療も含めた安心・安全な医療提供体制が構築されるよう郡市医師会とより一層連携を強化して行きたい。

平成30年度は、診療報酬・介護報酬の同時改定が控えている。国民皆保険制度を堅持していくためにも応分のプラス改定を要望して行きたい。

以上のような基本的認識に基づき、全会員の強い結束・団結の下、地域に密着した医師会活動を通して、県民から信頼される青森県医師会を目指して行きたい。

医道の高揚、医学及び医術の普及発展を通じ、医療従事者の資質向上及び医療提供体制の整備等の方法をもって、広く一般県民の生命と健康を守り公衆衛生の向上に取り組んで行く。

I. 公益事業

1. 医療従事者資質向上事業

(1) 生涯教育の徹底

日本医師会生涯教育制度は、会員の日頃の研鑽の実績を国民にアピールする大きな方策の一つであり、日本医師会とともに県民への広報を広めていく。平成27年度の全国の申告率は61.7%であったことに対し青森県は65.3%だった。かかりつけ医としての資質向上のために引き続き会員の協力を得て申告率の向上を図っていく。

平成28年度より始まった「日医かかりつけ医機能研修制度」については、かかりつけ医機能のあるべき姿を評価し、その能力の維持・向上を目的とした研修の実施に協力する。

また、新たな専門医制度については平成30年度の開始に向け研修プログラム等が検討されているところであるが、本会も関係機関と連携を取りながらスムーズな実施に向け協力していく。

(2) 医療事故対策の強化

患者と医療提供者との信頼関係に基づく医療を構築し、県民が安心して、医療を受けられる体制を整備する。各医療機関での医療事故防止のシステム作りと、医師、コ・メディカルの医療安全への意識と能力の向上を図る。医療事故発生時の報告時には迅速に対応できる体制を構築する。

- ①医療安全管理体制の充実
- ②コ・メディカルへの講習会開催
- ③医師へのリスクマネジメントに関する情報提供
- ④ヒヤリハット事例報告の分析
- ⑤医療事故調査制度への対応

(3) 医師会自浄作用の強化

会員および組織としての自浄化をすることの意義を強調し、国民の期待に応えるために、県および郡市医師会に自浄作用活性化委員会を設置している。不正行為に対する行政処分を会員は重く受け止める必要があり、会員の意識改革を推進し、不正行為や医療事故を未然に防止し、信頼と安心を得なければならない。日本医師会は、生涯教育講座を充実させ、不正行為や医療事故の減少につながるとして、反省なき医療事故多発会員に対する特別講座を開設しており、医師の道徳観と責任感が問われる今日の医療環境のなかで、医師としての資質に反した場合、会員の自覚を促し、原因究明のための委員会の強化に努めなければならない。

(4) 県医師会報の充実

県医師会報は、医師会活動や生涯教育講座等の情報提供手段として、医療情報の伝達・記録に有意義である。会員間の情報交換や親睦・交流を図るための手段としても重要な役割を担っており、会員の積極的な投稿をもとに会報の充実に努める。

(5) 看護職員問題

高齢化のピークである2025年に向け、効率的かつ効果的な医療及び介護の提供体制の構築が求められている。地域医療構想の推進と地域包括ケアシステムの構築が同時進行で進められている。これは、これまで以上に高齢者の療養の場が、医療機関から在宅や施設等に移行していくことを意味する。

このような中、在宅医療及び地域包括ケアを支える中心的存在としての訪問看護師への期待が高まっている。医師会として、県民並びに関係機関に対して訪問看護サービスの認知度を高めるための普及啓発を継続していくと同時に、訪問看護師が働きやすい環境のもと、地域において幅広く活躍できるよう、看護協会並びに訪問看護協議会と連携して取り組んでいきたい。

看護の専門性を高めるため、平成26年の改正保助看法により「特定行為に係る看護師の研修制度」が制度化された。今後、国は2025年までに10万人の特定看護師の養成を目指しており、指定研修が開始されている。本会としても協力体制を取っていきたい。

また、看護職員の人材確保については、養成、離職防止、労働環境の整備及び改善、潜在看護師の再就業、定年後の再就業など多様な視点からの働きかけが求められており、地域医療介護総合確保基金の活用などを行いながら、看護協会その他関係諸団体との連携のもと、推進していきたい。

2. 地域保健医療基盤整備推進事業

(1) 地域保健福祉医療対策

急速な人口の高齢化や出生率の低下、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、より豊かな生活を求める国民のニーズの高度化や多様化、健康食品の安全性、産業廃棄物等の生活環境への影響等、地域保健を取り巻く状況が大きく変化してきている。

本会はこれらに的確に対応するため、県民に対する正確な情報提供と県民がより安心・安全な医療サービスを受けられるよう、行政や関係機

関との相互連携に努め、県内の医療提供体制の構築に寄与していく。

(2) 地域医療計画対策

地域医療の基本的な考え方は、県民が安心して適切な医療を身近で受けられるということであるが、本県は慢性的な医師不足であるため、限られた医療資源を有効活用するとともに、地域による偏在が起らないようバランスを取っていくことが重要である。そのためには、各々の医療施設が医療機能を明確化し、医療機能に沿った役割分担のもとに、地域医療提供体制を整備していくことが必要である。

昨年3月に策定された地域医療構想については、本年度も各構想区域ごとに「地域医療構想調整会議」が開催されるが、それぞれの地域の実情にあった地域医療構想となるよう、医師会が調整会議の中心となり、協議に関わっていききたい。

(3) 医療・保健・福祉の連携推進

高齢化社会を迎えた我が国の中でも特に超高齢化が進んでいる青森県では、医療と介護の連携が重要であり、医療・保健・福祉の連携強化のため、本会は積極的にその専門性を発揮しリーダーシップを執っていく。

また、国の施策として「地域包括ケアシステム」が推進されており、県内各市町村において切れ目のない医療・介護提供体制が構築されるよう、関係機関との連携を図っていく。

(4) 医療体制の整備

近年、疾病構造の変化や人口の高齢化に伴う罹病期間の長期化、医療技術進歩に伴う新たな医療ニーズの発生等により、医療への要望はこれまで以上に多様化し、さらに医療を取り巻く環境も著しく変化してきている。これらに対応するためには、各二次医療圏における病診連携、診診連携、医療・介護連携など医療提供体制の整備を図る必要があり、郡市医師会や関係団体との連携強化に努めていく。

(5) 在宅医療提供体制の推進

厚生労働省は重点的施策の中で、在宅医療体制の整備・推進を掲げている。在宅医療は末期がん患者の在宅緩和ケアや通院困難な高齢者への往診のみならず、在宅による看取りや酸素療法、人工透析、リハビリテーションなど、医療・介護を問わずそのニーズは高まってきている。

また、地域医療構想においては慢性期機能として在宅医療が推進されており、市町村においても介護保険による地域支援事業として在宅医療

が進められていくため、医師会としても行政や関係機関との連携・調整を図り地域の実情に沿った在宅医療提供体制の推進に努めていく。

(6) 医療安全対策

日本医師会が制定した「診療情報の提供に関する指針」は、医師が診療情報を積極的に提供することにより、患者が疾病と診療の内容を十分に理解し、医療の担い手である医師と医療を受ける患者が共同して疾病を克服し、より良い信頼関係を築くことを目的としている。医師会員は、この目的を達成するために、この指針の趣旨に沿って患者に診療情報を提供することを基本理念とした。

指針の実施にあたり、本会では「医療相談窓口」を開設しており、専門相談員による医療相談、苦情等への対応を行っている。相談窓口で処理しきれない案件については担当役員が対応しているが、相談窓口に寄せられる案件は年々減少傾向にある。今後も県や青森市に設置されている医療安全推進センターの相談窓口と連携し、相談業務の充実を図っていく。

(7) 有床診療所連絡協議会活動

地域医療崩壊を阻止し、地域医療を守るために有床診療所への理解を深め、更に必要性を認知させるために積極的な広報活動を推進していく。

(8) 環境汚染対策

環境問題としては、アスベスト問題や医療廃棄物の不適正処理などが挙げられる。これらは、地域を限定して発生することが多く、原因特定が難しい場合もある。既に日本医師会には環境問題を所管する委員会が設置されているが、各地域で発生している環境汚染による健康被害を把握し、かつ有用な情報を伝達するため、地域の医師を対象とした情報収集・伝達の仕組みを検討していきたい。

平成25年10月に「水銀に関する水俣条約外交会議」で採択された「水銀に関する水俣条約」では、平成32年以降、水銀を使った機器の製造ならびに輸出入が原則として禁止される見通しとなっている。水銀血圧計等の廃棄に関して情報収集を行い、適正な廃棄に取り組んでいく。

3. 臨床検査精度管理事業

臨床検査は日常の診療や健（検）診に不可欠なものであり、検査結果は受診者の信頼を得るものでなければならない。

精度管理調査は、積極的に外部精度管理調査を受けるべきであり、県医師会精度管理調査だけでなく、項目の多い日本医師会の精度管理調査

にも参加するよう指導していきたい。(平成28年度49項目)

基準値の共有化については、推奨基準範囲を設定し県内各検査施設に周知しているが、全国統一の基準値設定の動きもあるため、引き続き検討課題として協議していきたい。

4. 産業保健等推進事業

(1) 産業医対策

認定産業医のための基礎研修及び生涯研修の機会の確保に努め、積極的に認定産業医を養成するとともに、全ての労働者に産業保健サービスを提供することを目指して、認定産業医が活躍できる場を確保する方策を推進していきたい。

また、認定産業医が重要な役割を担っていることの自覚を持って職務遂行するように、地域における認定産業医の認識及び資質の向上に努める。

平成27年12月1日より施行された、「ストレスチェック制度」への対応なども含め、労働者の健康管理等の取組へ積極的に関与していきたい。

(2) 地域産業保健センター

労働者の心身の健康を確保し、過労死や自殺等の防止のためには、事業者が健康診断結果に基づき医師の意見聴取を行い、適切な措置を講じるとともに、健診結果に基づく脳・心臓疾患のリスクの高い者に対する保健指導、及びメンタルヘルス不調者に対する相談・指導を行うことが重要である。また、長時間労働者に対する面接指導を行い、過労死等のおそれがある場合には、労働時間の短縮等を事業者意見し実施するなどの産業保健活動が不可欠である。

今後も青森産業保健総合支援センターと連携しながら、郡市医師会を中心とした産業保健活動を推進し、労働者50人未満の小規模事業所の事業者及び労働者へ「意見聴取への対応・保健指導・メンタル相談・面接指導」が十分に実施できるようなサポート体制の構築を図っていきたい。

(3) 労災・自賠責医療活動の推進

労災医療・自賠責医療の適切かつ円滑な運用のため以下の活動を行う。

- ① 労災自賠責医療委員会の開催
- ② 自賠責医療に関するトラブルに対応するため、関係者を交えた損保医療協議会の開催
- ③ 労災医療に関する知識を普及するための研修会の開催
- ④ 自賠責医療に関する知識を普及するための研修会の開催

5. 学校保健推進事業

(1) 学校医対策

①学校保健活動の推進

多様化・深刻化する子どもの健康課題に対応するためには、学校と家庭、地域医療機関等との連携が不可欠になっている。

学校保健安全法施行規則の一部改正により、平成28年4月から児童生徒等の健康診断において、四肢の状態に関する検査が必須項目となるなど、学校医に求められることは益々多岐にわたるため、学校医の知識のレベルアップを目的とした学習機会を設けるとともに、専門相談医（精神科、産婦人科、整形外科等）が適切に配置されるよう、県教育庁、教育委員会などと密接な連携と協議を行い、これからの学校健診と健康教育について、予防接種も含めた最新の知識の普及・啓発に努める。

平成27年度より取り組んでいる学校検尿陽性者への対応については、少なくとも三次検診受診までのシステムを全県で維持・構築できるよう、引き続き本会が作成した学校検尿の指針の活用を求めていく。

②子どもの疾病予防

麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎など撲滅のための青森県におけるワクチン接種率は未だ十分とは言えない。対象疾患の予防接種の必要性を児童生徒、保護者、学校関係者に対して、啓発活動を継続的、かつ効率的に行い予防接種率の向上を図る必要がある。

また、今後も新型インフルエンザを含めた新興感染症の発生が危惧されることから、感染症全般の予防や公衆衛生上の対策、医療対策などを行政や小児科医会等と密接に連携し、子どもたちの健康保持に寄与して行く。

③小児医療の充実

青森県内の小児科医は依然として少なく、時間外診療を含めた効率的な小児医療を行うためにも、各医療圏内や広域医療圏での開業小児科医、地域中核病院とより一層の相互の「顔が見える」連携を行い、充実させて行くことが重要である。このため、青森県や青森県小児科医会等と密接に連携し引き続き小児医療の充実に取り組む。

(2) 子どもの生活習慣改善対策

①子どもの肥満対策

青森県では平成27年度の小学5年と中学2年を対象とした全国

調査から、中学2年の肥満傾向児が男子12.1%、女子11.1%と全国1位、小5は男子15.4%と全国2位、女子10.5%と全国3位であった。児童・生徒の肥満傾向は将来の生活習慣病発症リスクと密接に関連しており、「短命県返上」の観点からも早急な対策が必要である。青森県や県教育委員会とも連携しながら、様々な場面を通してこれまで以上に児童・生徒への健康教育、保護者への啓発活動を推進する。

②子どものネット依存対策

総務省情報通信政策研究所の最新の報告書から、東京都の高校生のスマホ利用率は80%を超えており、四六時中スマホを利用している者は全体の43%、平均利用時間が1日4時間以上にもおよぶ依存度が高い者は全体の5%弱とされる。スマホへの依存はいじめや引きこもりの問題のみに留まらず、思考力を奪いあたかも認知症のような状況を引き起こすリスクがあることから、発達段階にある子どもたちの高次脳機能にも大きく影響することが強く懸念されている。メディア、特にスマホはモバイルであることから、どこにでも持ち込み可能であり、この点が従来のパソコンや据え置き型のゲームと大きく異なる。長時間のスマホ使用に代表されるメディアの使用は、安定した情緒面の発達や自分で考えるという高次脳機能の発達に悪影響を及ぼすことは明らかである。以上のような点を受け、平成28年9月から本会学校保健委員を中心としたネット依存相談窓口を設けた。今年度は、昨年度以上にネット依存問題対策を充実させ対応に当たっていききたい。

(3) 心電図解析センター

学校心電図検診での有所見者に対して、学校を通じ精密検査の受診を促しフォローする。また、有所見者の精密検査結果・管理指導票等の報告を受け、自動解析や判定委員会の精度の向上に努めていく。

6. 疾病治療推進事業

(1) 精神医療対策

①自殺予防活動

青森県の自殺者率はここ数年、減少傾向にはあるが依然として高く、現在も全国の中でワーストグループに属していることから、特に自殺前兆候の「うつ状態」について、実地医家や産業医などの立場での診療と指導のあり方を啓発していく。

また、うつ病の早期発見、早期治療及び適切なケアの提供を目的とし

た、一般診療科医と精神科医との連携システムの強化、および自殺予防に寄与する各種事業に協力し自殺者の減少を図る。

②精神医療・保健・福祉体制の充実

青森県内の精神保健福祉体制の充実した構築を図り、精神科救急医療体制の維持や精神障害者リハビリテーションおよび福祉施策の充実・普及を推進していく。また、精神障害者の社会復帰に向け、自立支援の啓発活動等を行う。

③アルコール依存および薬物依存対策活動

「健康あおもり21」計画に沿って、多量飲酒者の多い県民に、酒害教育などを通じた啓発活動を展開し、適正飲酒の普及を図る活動に協力する。また、覚醒剤などの薬物乱用や依存に対しての知識の普及や防止活動に協力する。

④メンタルヘルスの普及と啓発

健やかな精神状態を保ち、豊かなところで生活を送るための、メンタルヘルス啓発普及について行政とともに推進し、県民のメンタルヘルスアップに寄与していく。

⑤認知症対策

認知症に対する医療・介護・福祉の包括的ケア体制の構築のための事業を実施し、認知症対策を推進していく。

また、県が推進している認知症の早期発見・早期対応のための連携体制強化事業の構築に協力していく。

(2) がん・生活習慣病予防の推進

健康的な生活習慣やがん検診の意義をより一層啓発していくため、行政や職域と連携・協力し、多くの県民ががん検診をはじめとした各種健康診断を今まで以上に受診できるような体制を整備し生活習慣病予防や健康づくりを推進していく。

また、病状の進行や再発といった様々ながんの状態に応じて、安心・納得できる医療の提供体制の構築を図り、全国でワーストとなったがんの死亡率の減少を目指す。

(3) 感染症対策

本会では、冬期のインフルエンザ流行に合わせて引き続き医療機関並びに市民向けにポスター、パンフレット等を作成し公衆衛生対策の重要

性を含め感染予防の啓発に努める。

新型インフルエンザをはじめとする新興感染症に対する危機管理対策として、正確な情報を速やかに伝達するため、各郡市医師会をはじめ、県、保健所等の関係機関と緊密に連携し必要かつ適切な対応を講じるよう努める。

また予防接種については、これまでH i b（インフルエンザ菌b型）ワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、水痘ワクチン、B型肝炎ワクチンが定期接種として追加されてきたが、流行性耳下腺炎についても早期の定期接種化に向け努力していきたい。

7. 健康増進疾病予防普及啓発事業

（1）健康教育等の推進

①健康寿命アップ対策への協力（短命県返上）

本県の平均寿命が男女ともに全国最下位という不名誉な状態から一刻も早く抜け出すために、本会に設置した健やか力推進センターの事業活動をより一層推進し、地域や職域での健康リーダーの育成に務める。

②健康教育並びに健診事業の推進

健康教育を推進し県民の健康意識を高めることは、本会の重要な役割である。特に学校や職域における健康教育や検（健）診事業の重要性については、議論の余地はない。本会も県学校保健会や青森産業保健総合支援センター等と協力しながら、健康教育の充実と検（健）診事業の推進に努めていく。

（2）母子保健対策の強化

①青森県周産期医療システム及び医療計画の有効な運用のために、周産期医療センターと地域の産科医療機関との連携を更に強固となるよう対策を検討していく。

②周産期医療関係者の待遇改善及び周産期医療機関での経済基盤の安定のために、関係専門団体と連携し対応策を検討する。

③産科医療システムが集約化される状況においても、県内どこでも安心して産み育てられる環境を整備することにより少子化対策を進める。そのために、既存のシステムの有効利用と新たなシステム作りについて検討していく。

④新生児蘇生法の普及・研修会の実施について関係専門団体と協力する。

- ⑤関係専門団体と連携し県内の性教育提供体制の拡充を図る。特に教育関係者と連携し、中学生に対する性教育のサポート体制の拡充を図る。
- ⑥女性保健の観点から、性犯罪被害者への対応について、警察や関係専門団体と連携する。
- ⑦ゼロ歳児からの児童虐待防止のため、関係団体と妊娠期からのサポート体制の拡充を図る。また、要支援児童・特定妊婦に対するサポート事業を継続する。
- ⑧県内の妊婦検診の充実が公平に実施されるよう、関係専門団体と連携し対応策を検討する。

(3) スポーツ医学推進強化

スポーツを通して県民の健康増進と短命県返上に向けて、以下の事業を実施する。

- ①日医健康スポーツ医対象の講習会を開催し、レベルの維持・向上を図る。
- ②日医健康スポーツ医の職務について検討し、特定健診・特定保健指導における日医健康スポーツ医の関わりを推進する。
- ③青森県スポーツ医学会と連携して、学術活動や県民への啓発活動を行う。
- ④日医健康スポーツ医の取得を勧奨する。

(4) 糖尿病対策

糖尿病発症に大きな影響がある肥満予防を始めとした生活習慣の改善は、がん・脳卒中・心疾患等の発症予防につながることから、医療関係団体、糖尿病関連学会、患者団体等で構成される青森県糖尿病対策推進会議のもと、県民に対し世界糖尿病デー関連イベント等を開催するなど、家庭や地域における糖尿病予防に対する意識を高める啓発活動を行う。

また、糖尿病による合併症予防のため、健診異常者の早期治療や治療中断者の治療再開に向けた、青森県等が行う各種事業へも協力する。

(5) 健やか力推進センター事業の推進

平均寿命最下位からの脱却は青森県民の切なる願いであり、これを実

現するためには、県民ひとりひとりの健康教養（ヘルスリテラシー）の向上が必要である。特に学校や職場における健康教育は重要であり、健康づくりのためのリーダー養成や研修会開催などを主な活動目的とした「健やか力推進センター」の事業は重要である。

健やか力推進センター事業をより一層推進し、地域や学校、職場における「健やか力」の向上を図っていく。

8. 医学研究推進事業

①青森県医学会の開催

平成28年12月に第1回青森県医学会を開催したところであるが、今年度も、医学及び医療水準の向上と医師会会員の学術研鑽、各種医療団体、自治体などとの連携による県民の健康増進を目的に青森県医学会を開催する。

②医療水準の向上

医学医術の社会的適応が医療であるならば、現在社会環境が著しく多様化し、社会のニーズもまた分極多様化が進行しているとき、我々がそれに対応するには、ライフサイエンス的思考を基盤としていかなばならない。医師個々人が医師会の下、団結し、我々が掲げている医療政策が、国民安全保障のためであることをわかり易く国民に認識させねばならない。それを推進していくためにも一層の研鑽を積み、医師会活動の活性化に努力を傾注し続けねばならない。医政の最終目標は社会保障の充実整備であり、国民の安全・安心が目的である。

医学研究に取り組む医学会や研究会に助成を行い、医学水準の更なる向上を図り、県民へ提供される医療水準の向上に努める。

9. 母体保護対策事業

(1) 母体保護対策及び指定医師の資質向上

①指定医研修は、生命倫理に関するもの、母体保護法の趣旨と適正な運用に関するもの、医療安全救急処置に関する内容について行い、指定医師の資質向上のために独自の研修会を実施する。

②指定医に対して日本医師会ACLS研修会・新生児蘇生研修会への参加を促す。

③指定医活動の将来対策について検討する。

- ④指定医が関連することの多い少子化対策や母子保健対策についても日本産婦人科医会青森県支部と連携し活動する。
- ⑤指定医研修会の実施につき、東北5県と協力・連携し、相互の情報提供に努める。

10. 医療情報推進事業

(1) 医療情報システムの強化推進

- ①テレビ会議システムの整備・活用
新たなテレビ会議システムの導入により、講演・研修等での活用をより一層推奨し、医師会活動の活性化に役立たせるよう利用の促進を図る。
- ②ホームページ等の管理・運営
ホームページ用、メール用サーバーのメンテナンスを徹底するとともに、ホームページについては、県民への情報提供や情報公開を行うために迅速にコンテンツの更新を行う。会員に対しては、メーリングリストによる情報提供を充実させるとともにメンバーの拡大に努める。

(2) あおもりメディカルネットの利用促進

平成27年度より運用が開始された「あおもりメディカルネット」については、情報提供機関として県南地域の基幹病院も参加することとなったことから、青森県全体での活用を推進して行く。

(3) 広報活動

- ①各種メディアによる広報活動
報道関係とは必要に応じて懇談会等を開催し、誤解のない報道がなされるよう努めていく。
インターネットをはじめとする電子メディアは、会員だけではなく県民に医師会の最新な情報を速やかに伝達することに大きな意義を持つ。情報ネットの構築を進めていきたい。
- ②ホームページ等による情報提供
医師会活動を広く県民へ周知するために、ホームページを通じて各種の情報提供を行っていく。また、会員に対する情報提供も会員専用のホームページ上で、遅滞なく情報提供を行う。

1 1. 救急災害対策事業

(1) 救急・災害医療体制の整備

①大災害時における対応力の強化

県内外で発生する大規模災害時において、即時対応可能な医療チーム（JMA T青森）の派遣や、行政、各医療機関、その他の関係機関（自衛隊、消防隊、警察など）との緊密な情報交換・伝達、各種災害情報に基づいた適切な医療提供の調整役としての体制を整える。また、大規模災害を見据えた各種訓練にも積極的に参加する。

②緊急時における通信体制の維持強化

緊急時において常時通信可能な体制を整え、情報収集を図るとともに必要な情報を提供できるための環境を整備する。

③多様なテロ対策も視野に入れて、テロ発生時に医師会における救急医療支援体制を整備する。

④弘前大学医学部附属病院高度救命救急センター、青森県立中央病院救命救急センター、八戸市立市民病院救命救急センターを始めとする救急医療機関との連携を緊密にし、救急医療に対する医師会の協力体制を整備する。

⑤原子力関連施設を有する本県として、原子力災害に際しての緊急被ばく医療への協力体制の構築を推進する。

⑥ドクターヘリコプターの運航調整に参画し、より効率的な運用を推進する。

⑦A C L S（二次救命処置）研修の推進に努め、バイスタンダーC P R（心肺蘇生）の啓蒙などによる救命率の向上に努める。

(2) 救急医療情報システムの運用と利用

青森県広域災害救急医療情報システムの運用にあたっては、県当局と連携してさらに便宜の良いシステムを構築し、応需医療機関に確実性の高い情報提供を促し、救急診療情報の精度を向上させ、円滑な運用を行っていく。また、県医師会と各郡市医師会の緊急時連絡体制の維持向上に努めていく。

12. 高齢者保健医療対策事業

(1) 高齢者保健医療対策

①介護保険制度

平成27年度の介護報酬改定においては、財政の逼迫を背景に報酬体系を複雑化させ、一部には算定が困難な加算の創設等が行われた。今年度は平成30年度の医療・介護同時改定に向けて見直しが進められる。我々は県民・国民が必要かつ質の高い医療、介護を受けることができるよう、適切な制度設計がなされることを強く求めていく。

地域医療構想などの病床機能分化・連携の推進により病床数の減少が見込まれ、介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療の対象者は増加するとされる。今後は益々、在宅医療及び介護サービスの充実と地域の資源相互の連携が重要となってくる。国の「在宅医療・介護連携推進事業」においても医療・介護連携拠点の整備や市町村との連携等について、医師及び医師会の協力が強く求められている。

一方で行政の指導・監督体制が強化されつつあり、介護事業者の指定取り消し等の処分が相次いでいる。これらは営利企業などによる倫理観の欠如を背景とする不正が大半を占めている。これらの不正は財政逼迫の一因となっており、介護保険制度の持続可能性を揺るがす要因となっている。法令を遵守し、高齢者の権利を擁護しつつ適切なサービスが行われるよう、医師会として関与していかなければならない。

また、平成29年度は介護職員の処遇改善に関する期中改定が行われる。現在の処遇改善加算は介護職員のみを対象としており、制度として不十分なものである。我々は、単に介護職員にとどまらず、医療・介護に携わる者全体の処遇改善を図るとともに、その社会的評価を引き上げる努力をしていかなければならない。

②青森県長寿研究会

本研究会は平成29年度で開催26回目を迎える。本県の行政及び保健・医療・福祉関係者が一堂に会する場として定着しており、平成28年度の第25回大会では厚生労働省保険局長鈴木康裕先生、並びに厚生労働省老健局老人保健課長鈴木健彦先生を招聘し、ご講演を頂いた。参加者は約600名、一般演題は県内の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター等から31題の発表があった。

今後も保健・医療・福祉の垣根を越えた議論の場として、時宜に即した研究会としていきたい。

本年度は10月15日（日）青森市民ホールにおいて開催し、厚生労働省老健局老人保健課長鈴木健彦先生を招聘し特別講演を頂く。

③介護認定審査会

要支援者への予防給付の一部が、新たな日常生活支援総合事業に移管され、平成29年度にはすべての市町村において実施される。新たな事業形態が県民にとって不利益にならない様、経過を十分に把握する必要がある。特に要介護認定及び要支援認定の結果次第では、受給できるサービスが大きく左右されることとなり、公平性・公正性・透明性の確保が重要である。

本県の各自治体における介護認定審査会では、郡市医師会長並びに医師会指名の医師会員のもとで認定審査が行われている。認定審査委員である医師会員は対象者の状況を総合的に判断できる立場にある。県民が正しい認定に基づく介護を受けられるよう、認定の場において指導的かつ教育的役割を果たさなければならない。

要介護認定は国のマニュアルのみに従って調査を実施した場合、要介護状態を軽く判定する傾向があり、対象者の状態が正しく反映されない危険性がある。行政担当者や医療職以外の認定調査員がテキスト通りに調査を行った場合、特に軽度に認定される傾向がある。

そのため、二次判定における医師等医療従事者による修正の作業は非常に重要である。

また、一部の自治体において認定調査員が不足するなどの事情により調査の実施が滞るなどの事態が生じている。介護保険行政が遅滞なく執行されるよう、医師会として協力して参りたい。

④介護保険審査会

介護保険行政において地域住民からの相談を一手に引き受ける地域包括支援センターの役割は重要である。特に制度上の説明や困りごとへの懇切な対応は重要である。

介護保険審査会への不服申し立ては、地域包括支援センターを市町村直営で行っている場合に件数も多く、内容も複雑化してしまっている場合がある。介護保険審査会では、介護保険料支払に関する不服申し立てや要介護認定決定処分に対する審査請求に対して公平な審議を行うが、窓口の対応によっては不服申し立てに至らない場合もあると考えられる。

本県においては本来、認定調査員、認定審査会、医師会、行政の指導及び連携協力体制の成果により他県よりも問題の発生が少なく、また減少傾向にある。しかし、近年は、介護保険料額の決定や、介護保険料額減免申請が不承認となった処分への不服の申し立てが散見されている。

要介護認定に対する審査請求については、認定調査員の資質に関連して生じる不備の他、主治医意見書の記載内容の不備に起因する問題が生

じることがあり、主治医の一層の資質向上を図る必要がある。認定審査にあたっては、疾患を抱えた高齢者の生活全体を評価する視点が重要であり、主治医意見書についても検証しうる医師が、適切に介入することが重要である。今後も公平な介護保険事業の推進に当たっていききたい。

⑤国民健康保険団体連合会介護給付費審査委員会

各市町村において小規模多機能居宅介護などの「地域密着型」サービスの整備が進められており、給付費が伸長している。更に今年度から全ての自治体において新たな日常生活支援総合事業が開始され、介護事業全体のバランスが大きく変わっていくことが予測される。

また、多くの営利企業が有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅に参入しており、併設事業所による介護サービスを過剰に利用させるなどの問題も生じている。

青森県の介護保険給付費は増加の一途をたどり、制度発足時520億円であった給付総額は、平成27年度には約1,232億円に達している。

地域包括ケアシステムの構築並びに介護保険制度の維持のためには給付と負担の適正な均衡が重要であり、介護給付費審査委員会の役割はますます重要となる。

審査が適正かつ公平に行われるよう協力体制をとっていききたい。

⑥国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理委員会

利用者の権利意識が高まるとともに、介護保険制度への理解も進んできており、サービス内容に対する不満に限らず、事業所の法令違反を指摘する苦情などが持ち込まれる場合が多くなっている。

経営者並びに介護支援専門員の法令遵守の徹底と、利用者に対する丁寧な説明が重要である。

介護支援専門員の質の問題については、営利企業等に属する介護支援専門員が経営上の理由から利益誘導を求められる場合などもあるとされ、国による見直しを待つだけではなく、実地に医療職からの指導や介入を行っていく必要がある。地域ケア会議などにおいても積極的に関与して参りたい。

また、地域包括支援センター職員の対応について、特に市町村直営の場合に苦情が多い傾向があり、指導や啓発が必要である。

医師及び医師会は、苦情や相談の内容を吟味し、より良い介護を提供するための助言、指導を行い、地域住民が誤解なく介護を受けられるよう努力しなければならない。

⑦主治医研修会

要介護認定審査に用いられる主治医意見書は、介護保険制度の根幹をなすものであり、その記載にあたり慎重かつ正確さが要求される。医師会主催の研修会において主治医意見書の記載方法等を伝達する意義は大きい。

研修は意見書の記載にとどまらず、高齢者に対する診療上のポイントや介護保険における医師の役割等の内容も含まれ、会員の資質向上を図るよい機会ともなっている。

今後は在宅医療を受ける患者数の増加や在宅で提供される医療の質の高度化も予測され、主治医の役割はますます重要となる。

本県における喫緊の課題である短命対策、健康寿命の伸長への取り組みと合わせて、介護予防に資する研修として参りたい。

⑧かかりつけ医認知症対応力向上研修会

高齢化社会の進展に伴い認知症高齢者の急激な増加が見込まれている。また、若年性認知症対策についても体制の整備が求められている。

これら認知症の診療については、精神科領域の医師のみならず、あらゆる医師により適切な対応が求められていることから、本研修を通じて医師の更なる資質向上を図る。

また、かかりつけ医認知症診断等に関する相談役・アドバイザーとなり、研修会の企画立案・講師を担う認知症サポート医の一層の増員に向け、県と連携して養成にあたりたい。

⑨医療介護連携介護職員養成モデル事業

地域医療介護総合確保基金を活用した事業であり、前年度に引き続いて実施する。事業所の推薦に基づき選考された介護職員が、医師会立の准看護師養成校等において修学するため資金の貸与を行う。

本事業を受けることにより、介護職員の質の底上げが図られると共に職場への定着促進の効果も期待できる。

また、資格保持者が増えることは、本県の介護サービスの質の改善、充実、強化につながり、一般県民にも大きな受益をもたらすと考えられる。本年度は更に対象者を増やすため広く応募を呼びかけ、多数の資格者を養成して参りたい。

1 3. 医師就労環境整備事業

(1) 勤務医の勤務環境改善

男性医師と女性医師が互いに協力しながら、医師全体、特に勤務医

のワークライフバランスの改善に必要な支援を行う。会員・非会員を問わず、女性医師が出産・育児をしながら働き続けることが出来るよう支援活動を推進していく。勤務医部会と連携し、事業の普及・啓発を図る。これらの目的のため、以下の事業を行う。

- ① 県委託事業である医師相談窓口の運営。
- ② ホームページ、ニュースレター、メールマガジン等を活用し、積極的な情報提供を行うとともに、医師会への理解を深めてもらう。
- ③ 研修病院訪問による研修医・勤務医・病院管理者との情報交換。
- ④ 病院管理者・開設者へワークライフバランスを考慮した勤務環境を目指すため、イクメン・イクボスを奨励し啓発する活動を行う。
- ⑤ 仕事と育児の両立を支援するため、ファミリーサポートセンター、ベビーシッター派遣業者との話し合いを持ち、医師の働き方について理解を深めてもらう。また、子どもが病気の時に支援できる事業を検討していく。
- ⑥ 女性医師へ、キャリアアップを目指すための支援を行う。

(2) 女性医師の医師会活動への参画推進

内閣府の方針である「2020年までに指導的地位に女性医師が占める割合を3割程度になるよう期待する。」という目標に向けて本会としても日医と協調しながら取り組みを推進していく。

「2020.30」実現に向けて、県内各地でディスカッションを行う。

男女共同参画を促すための事業を検討していく。

II. 収益事業

1. 保険料徴収事業

生命保険および賠償保険の保険料の集金を保険会社に代わって徴収する。

2. 不動産等賃貸

会館、会議室等並びに設備備品等の賃貸。

III. その他の事業

1. 部会

(1) 勤務医部会

県医師会勤務医部会の行動目標を「勤務医が医療情報を共有し、医療に関する諸事情につき議論することにより、医療制度の改善に向けての指針を発信すると共に、地域医療の充実・勤務環境の向上ならびに部会員の福祉増進、親睦をはかる。」と定め、目的遂行のため、各郡市医師会の勤務医部会、あるいは勤務医担当理事との密接な連携のもとに以下の業務を主として行う。

- ①勤務医とかかりつけ医・開業医とのスムーズな病診連携、および医療と介護との連携のために医療学術情報の提供を行う。このために定期的な講演会・講習会の開催、ならびに医療諸問題に対する意見交換の場の提供を図る。
- ②良質な医療を提供するためには、勤務医の勤務環境の改善が必須である。このために勤務医の勤務環境調査の実施とかかりつけ医・開業医とのお互いの「顔の見える」情報交換・意見交換の場を設定する。
- ③勤務医、特に初期研修医に対して定期的に医師会活動の現状を報告する場を設定する。また、勤務医全体に対して医療行政に大きく関わる医師会活動の重要性を周知させ、医師会の認知度を向上させる。さらに、勤務医の医師会活動へのよりいっそうの参加を促進させる。
- ④今後さらに増加する女性医師の職場環境作りに向けて、男女共同参画推進事業との一層の連携を図る。

(2) 警察医部会

日本医師会では日本警察医会の発展的解散を受け、「警察活動に協力する医師の部会（仮称）」を発足したが、本会も日医の活動になり、青森県警本部並びに県内の警察医等と連携を図っていく。

2. 郡市医師会活動

郡市医師会に対し活動資金を助成し、安定的な運営を補助する。

3. 社会保険個別指導立会・病院立入検査立会

医療機関に対する指導、検査が誤解なく適切に行われるよう働きかけ、法令順守の推進や医療の質の確保向上を図るとともに、医療機関の実情

に合わせた安定的な経営に関する助言、指導を行う。

また、病院と情報を共有しながら、県民の健康向上のための啓発事業等を行う。

4. 医業経営支援事業

(1) 医業経営の充実

平成28年3月、県では地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を定める「青森県地域医療構想」を策定した。

本県では高度急性期から慢性期における将来の必要病床数を推計し、単なる必要病床数の収れんではなく、地域の実情に応じた施策を関係者で検討し、具体化していかなければならない。

更には各医療機関の自主的な取組みや医療機関相互の協議が促進されるよう協力していきたい。

また、平成29年度の地域医療介護総合確保基金については、地域医療構想を踏まえた病床の機能分化・連携に関する事業に重点的に配分を行うとしている。引き続き行政との連携を円滑に進めるために実務的な支援・指導を行っていきたい。

医療を必要とする人々が適切な医療を受けられるようにさらに努力し、良質な医療の提供は最低限安全な経営に基づくことを行政に発していきたい。

(2) 日医医師年金の普及推進

(3) 医師賠償責任保険制度の加入推進

(4) 会員の福利厚生の充実

青森県医師協同組合と連携しながら会員の福利厚生 of 充実を図っていく。

(5) 金融機関との連絡強化

会員の福利向上を図るために金融機関と連携を密にし、社会情勢に対応した諸制度を活用する。また、会員と金融機関等との間にトラブルが発生しないように努める。